

— は じ め に —

企業（使用者）と従業員（使用人）との雇用契約において生じる様々な企業リスクを雇用リスクと呼んでいます。雇用リスクの中で、発生の頻度は低いものの、発生すれば莫大な負担を企業が強いられるものに、業務災害に対する民事損害賠償があります。最近の賠償額を見ると1億円を超えるような事例も珍しいものではなく、そうなれば、企業によっては最悪の場合、会社が存続出来ないことにもなりかねません。

例えば、「従業員が心筋梗塞により死亡し、長時間労働に起因した“過労死”であるとして労災認定され、その後、遺族である従業員の妻から、これは会社の安全配慮義務違反によるものだとして、逸失利益、慰謝料等、2億円の損害賠償を要求された。」といった事例は、昨今珍しいどころか、もはや当たり前のことになっています。

「えっ、労災保険から遺族年金が支給されるのに、何故、その上に会社が損害賠償まで請求されなければならないの？ 労災保険の保険料は、全額会社が負担しているのに……。」と思う方が多いのではないのでしょうか。

労災保険の保険給付が決定されると（この決定を一般的に労災認定されると表現しています）、この事例の場合、遺族である妻には、他の者との婚姻等により受給権が消滅しない限り、自身が死亡するまで遺族年金が支給されます。遺族年金の受給総額は、死亡した夫の賃金額や受給資格者の人数、受給期間等によって異なってきますが、例えば35歳で受給し始めて80歳まで受給権を失うことなく生存すると、総額で1億円以上になる

ケースが大半です。そして、労災保険の保険料は、会社が全額負担しています。

このような点だけを捉えると、「何故、その上に……。」と思っても当然のことかもしれません。しかしながら、業務災害が発生した場合、特にそれが重大災害であった場合、労災保険の補償だけで済まされる時代は、遠い昔の話になってきたようです。

本書では、雇用契約における企業と従業員の義務を明確にした上で、労災保険の概要や現状を解説し、安全配慮義務・不法行為等を根拠とした損害賠償請求、労災保険給付と民事損害賠償額の調整等、そして業務災害という最大の雇用リスクに対して企業はどのような備えが必要かを解説していきます。

なお、企業以外の第三者によって従業員が被った災害を第三者行為災害といいますが、その中で交通事故については、第三者（事故の相手方）に損害賠償義務が課せられることになり、特別な事情がない限り企業に損害賠償責任が生じることはありません。

また、交通事故の場合、強制保険である自賠責保険や高い普及率を誇る任意保険により損害賠償制度はかなり充実しているといえます。したがって、本書では、業務中の交通事故については対象外としています。

目 次

はじめに

第1章 雇用リスク

1. 雇用契約とは..... 10
 - 雇用契約は双方に義務と権利が発生
2. 主たる義務と付随義務..... 11
 - 民事損害賠償請求の多くは安全配慮義務違反が根拠
3. 労働安全衛生法..... 12
 - 企業が法律違反により業務災害が発生すると……
4. 使用者行為災害と第三者行為災害..... 13
 - 交通事故以外の第三者行為災害にも賠償責任

第2章 労働基準法と労災保険・民事損害賠償の関係

1. 労働基準法の災害補償と労働者災害補償保険..... 16
2. 労働基準法の災害補償と民事損害賠償の関係..... 17
3. 労災保険からの補償給付による民事損害賠償の免責..... 18

第3章 労災保険

1. 労働者災害補償保険（労災保険）..... 22
2. 労災保険給付決定（労災認定）の方法..... 22
3. 業務災害の発生状況..... 23
 - 増加する「過労死」「過労自殺」による労災保険の認定件数
4. 脳血管疾患、虚血性心疾患の労災認定..... 24
 - 急増する請求件数、認定件数
5. 「精神障害」「自殺」に対する労災認定..... 26
 - 毎年増加する請求件数、認定件数

第4章 民事損害賠償

- 民事損害賠償請求、補償と賠償は別物
- 1. 補償 30
 - 問われない企業の過失の有無
- 2. 賠償 31
 - 問われる企業の過失の有無
 - 民事損害賠償はもはや一般化
- 3. 民事損害賠償の裁判事例……電通事件など 32
 - 行政訴訟より圧倒的に多くなった民事損害賠償
- 4. 労災認定＝民事損害賠償ではない！けれど…… 34
 - 民事損害賠償額は企業と被災労働者の過失割合による

第5章 派遣労働者等非正規従業員と労災保険・民事損害賠償の関係

- 1. 派遣労働者の雇用形態..... 38
- 2. 派遣労働者に対する労働基準法、労働安全衛生法、労災保険の関係 39
 - 業務災害の補償責任は派遣元企業が負い、民事損害賠償は派遣先企業が負う
- 3. 製造業等の業務請負と業務災害 41
 - 業務請負における安全管理責任は請負業者が負う
 - 偽装請負における安全管理責任は発注企業が負う
- 4. 建設業における労災保険と民事損害賠償 42
 - 重要な元請の安全管理責任

第6章 労災保険の主な補償内容

- 1. 保険給付 46
- 2. 社会復帰促進等事業による特別支給金 50
- 3. 労災保険（保険給付と社会復帰促進等事業）からの給付額の計算 53

第7章 民事損害賠償の計算	
1. 障害等級に該当した場合の民事損害賠償額	60
2. 死亡の場合の民事損害賠償額	62
第8章 労災保険給付と民事損害賠償	
1. 労災保険給付と民事損害賠償の取扱いの原則	66
2. 労災保険給付が一時金の場合	66
3. 年金給付と社会復帰促進等事業の取扱い	68
第9章 労災保険法の改正	
1. 遺族・障害前払一時金、差額一時金制度と第64条の創設	70
2. 労災保険法第64条第1項(年金給付に係る損害賠償の免責)	71
3. 労災保険法第64条第2項(損害賠償が行われた場合の労災保険 の支給制限)	73
第10章 雇用リスク対策	
1. 業務災害の発生を防ぐために	82
2. 労働安全衛生法の役割	82
3. 労働安全衛生法における健康診断	84
4. 脳・心臓疾患の労災認定基準の変更	86
5. 45 - 80 - 100 という数字の意味	86
6. 精神障害(うつ病)、業務上外を問わず、メンタルヘルス対策 が重要	88
7. 示談	89
8. 企業は遺族の最大の相談者たれ！ 労災申請への協力と賠償請 求権の放棄	90
9. 業務災害補償制度	91
第11章 民事損害賠償リスクに対応する民間保険の活用	
1. 交通事故と業務災害	94

2. 業務災害対策に民間保険商品を導入する場合の検討ポイント..	97
(1) 補償の範囲	
(2) 記名式か無記名式か	
(3) 保険料（掛金）の計算方法	
(4) 加入時の審査（診査）	
3. 業務災害リスクをカバーする民間保険商品.....	100
(1) 労働災害総合保険（法定外補償条項）	
(2) 使用者賠償責任保険	
(3) 団体傷害保険	
4. その他の保険商品.....	114
(1) 普通死亡生命保険	
(2) 生命保険の傷害特約	
5. まとめ.....	119
●人的リスクに対応する保険商品一覧.....	122

《参考資料》

① 業務災害補償規程例.....	126
② 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものは除く） の認定基準について【基発第 1063 号 平成 13 年 12 月 12 日】.....	130
③ 業務災害に対する補償義務、労災保険給付、民事損害賠償の関 係整理.....	133

※「労災保険」という用語について

1章から10章における「労災保険」という用語は
11章の「政府労災保険」と同義語です。

第1章

雇用リスク





賠償してよ!

我社ではとてもそんな余裕はない!

したがって、労働基準法第84条第1項において、「この法律に規定する災害補償の事由について、労災保険法、又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものであ

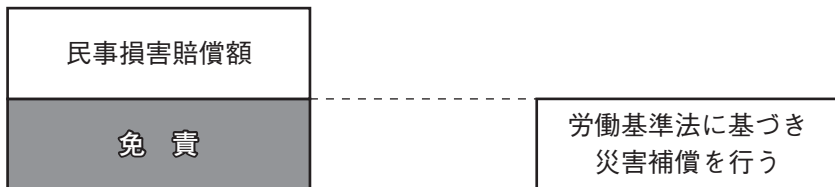
る場合においては、使用者は、補償の責を免れる。」と規定され、労災保険からの保険給付が行われた場合、企業は労働基準法により義務付けられた企業の補償責任を免除されることになります。

なお、労災保険からの保険給付は、労働基準法により義務付けられた災害補償を大きく上回る水準になっています。その上、労災保険の社会復帰促進等事業により被災労働者やその遺族に対して特別支給金の支給、社会復帰の促進、被災労働者の援護など福祉の増進がはかられています。

2. 労働基準法の災害補償と民事損害賠償の関係

労働基準法第84条第2項は、「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由について、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。」と定めています。

つまり、企業は、労働基準法により義務付けられた療養補償や障害補償などの災害補償を行えば、その価額の限度で同じ業務災害による被災労働者又はその遺族への民事損額賠償責任を免れることになります。



3. 労災保険からの補償給付による民事損害賠償の免責

労災保険は、企業の災害補償責任を担保する制度であることからすれば、前述の労働基準法第84条第2項の規定は、労災保険と企業の賠償責任との関係にも及ぶと考えられます。したがって、労災保険から補償給付が行われれば、その価額の限度で企業は民事損害賠償責任を免れるといえます。（ただし、被災労働者又はその遺族の精神的損害である慰謝料や入院雑費などは影響されません。）

この結果、業務災害が発生したとき、企業は、労災保険からの補償給付により労働基準法で義務付けられた災害補償が免責となると同時に、その価額の限度において、民事損害賠償も免責になります。

では何故、昨今、業務災害に対する民事損害賠償請求が大きな企業リスクとしてクローズアップされているのでしょうか。

企業が既に支払った補償、つまり労災保険からすでに給付された金額と支払いが確定している金額については損害賠償額から控除されます。療養費や休業中の賃金については、それぞれ療養補償給付、休業補償給付が支払われるため、特に問題になることはありません。

まず問題となるのは、慰謝料です。労災保険には慰謝料に相当する給付はありません。したがって、慰謝料を請求された場合、別途支払う必要があります。

また、死亡または障害により生じた逸失利益が労災保険ですべて補てんできるとは限りませんし、控除できるのはあくまで確定している金額のみです。

このように慰謝料及び労災保険で補てんしきれない部分、不確定な部分は、企業が別途損害賠償額として負担しなければならないこととなります。